

東京都の震災復興対策

阪神・淡路大震災でわかったこと

行 政

- 公共施設の再建が中心
- 個人の資産形成への支援が困難 など

住 民

- 心理的ダメージ、コミュニティの崩壊
- 複雑な権利調整等に時間を要した など

事前からの取組みが重要

主な震災復興対策の概要

1 基本方策の策定

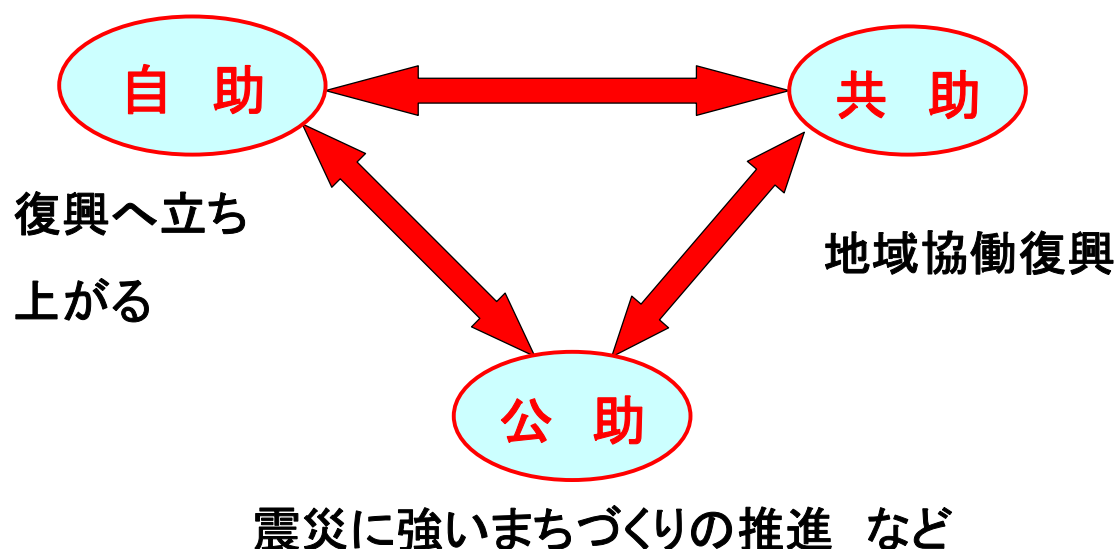
- 東京都震災対策条例の施行 (13年4月)
- 震災復興グランドデザイン (13年5月)
- 震災復興マニュアルの策定 (15年3月)

2 実効性を挙げる施策

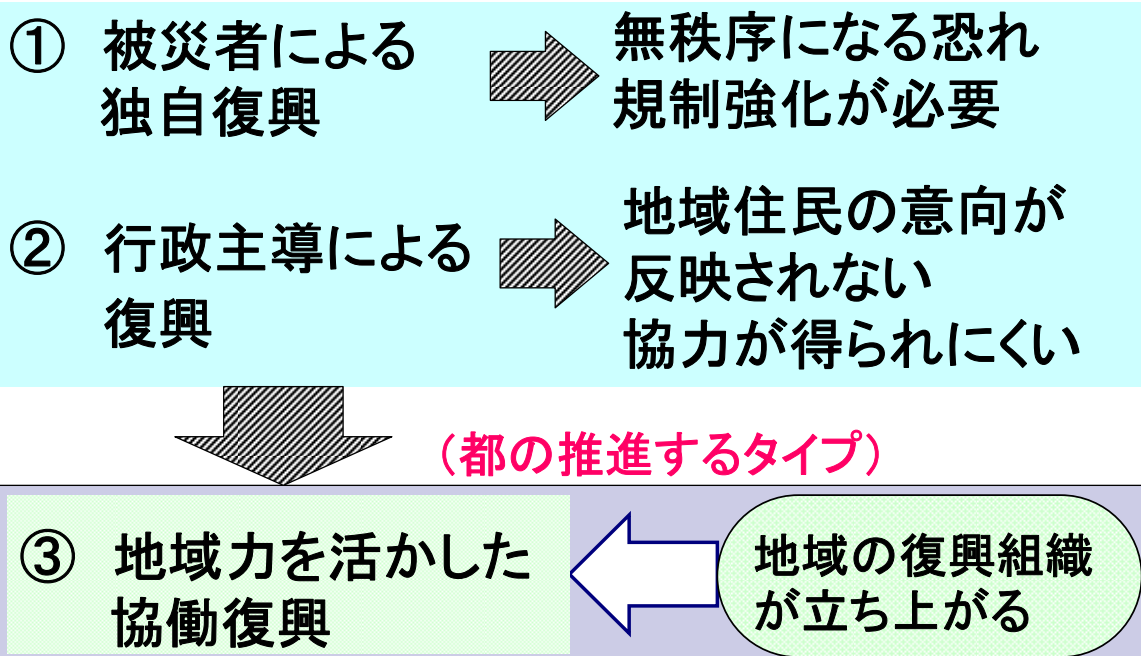
- 復興市民組織育成事業 (16~18年度)
- 弁護士会等14団体との協定 (19年1月)

東京都震災対策条例(基本理念)

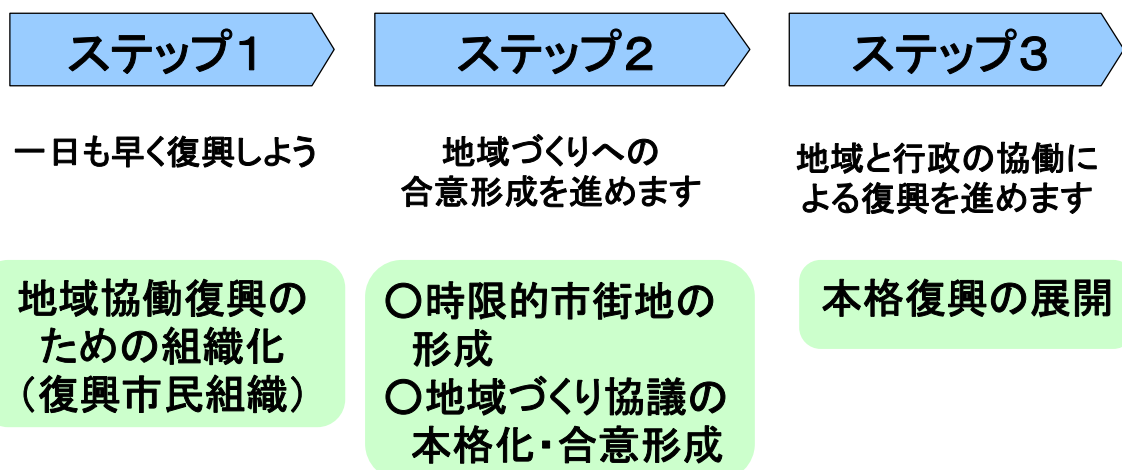
13年4月施行・16年4月改正



地域協働復興の3つのタイプ



地域協働復興の全体像



復興市民組織育成事業(復興模擬訓練)

1 訓練の実績

- 16年度 5地区(5区)
- 17年度 5地区(4区、1市)
- 18年度 9地区(8区、1市)

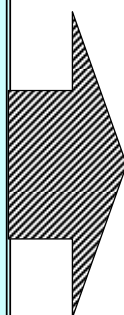
2 訓練の成果

- 地域復興市民組織の組織化及び強化
- 一部の区で単独事業として定着
- 東京弁護士会等14団体との協定

今後の課題と取組み

1 課題

- 区市町村における取組みの強化
- 地域防災力の向上
- 震災に強いまちづくりの推進



2 取組み

- 区市町村向けの「標準的な復興マニュアル」の策定
- 地域の訓練へ講師・専門家を派遣
- 住宅の耐震化 90%
木造密集地域の
不燃領域率 60%



復興対策にかかる国への提案要求

(18年6月)

- 1 被災後の建築制限の強化
- 2 都市計画手続きの迅速化・合理化
- 3 住宅の応急修理にかかる基準の見直し
- 4 時限的土地利用制度の創設
- 5 住宅再建のための「共済制度」の創設
- 6 復興における都と区市町村の役割分担の明確化
- 7 既存の特定優良賃貸住宅の再建・補修等に対する財政支援
- 8 震災復興財源の確保

震災復興対策の推進

提案要求先 内閣府・総務省・厚生労働省・国土交通省
都 所 管 局 総務局・都市整備局

大震災からの復興時に、抜本的な都市づくりを的確かつ迅速に進めるため、次の措置を講じること。

1 建築制限の強化

被災後 2 年間は 300 m²以上の敷地のみが建築規制の対象となっているが、これを地域の実情に即して都道府県の条例により建築制限できるように被災市街地復興特別措置法を改正すること。

2 都市計画手続の迅速化・合理化

復興時の都市計画手続を迅速化するため、公告、縦覧、意見書の提出等にインターネット等多様な方法の導入を可能にすること。また、知事が意見書の審査を行うなど、事務の合理化を進めること。
(以上、国土交通省)

3 住宅の応急修理に係る基準の見直し

被災時に住宅資源を最大限活用できるようにするため、応急修理が可能な半壊住宅に対し、効果的な応急修理が、大量かつ迅速に行えるよう、対象者の資力要件をなくすとともに、修理費用の限度額を引き上げるなど、救助に係る基準の見直しを行うこと。
(厚生労働省)

4 時限的土地利用制度の創設

緊急避難的な生活の場として時限的市街地をつくる際に用地を確保できるよう、時限的土地利用制度を創設すること。
(国土交通省)

- 5 住宅再建のための「共済制度」の創設
地震等により被害を受けた住宅の復興を支援するため、国において、国民相互扶助を基本とした住宅再建に関する共済制度を創設すること。
(内閣府)

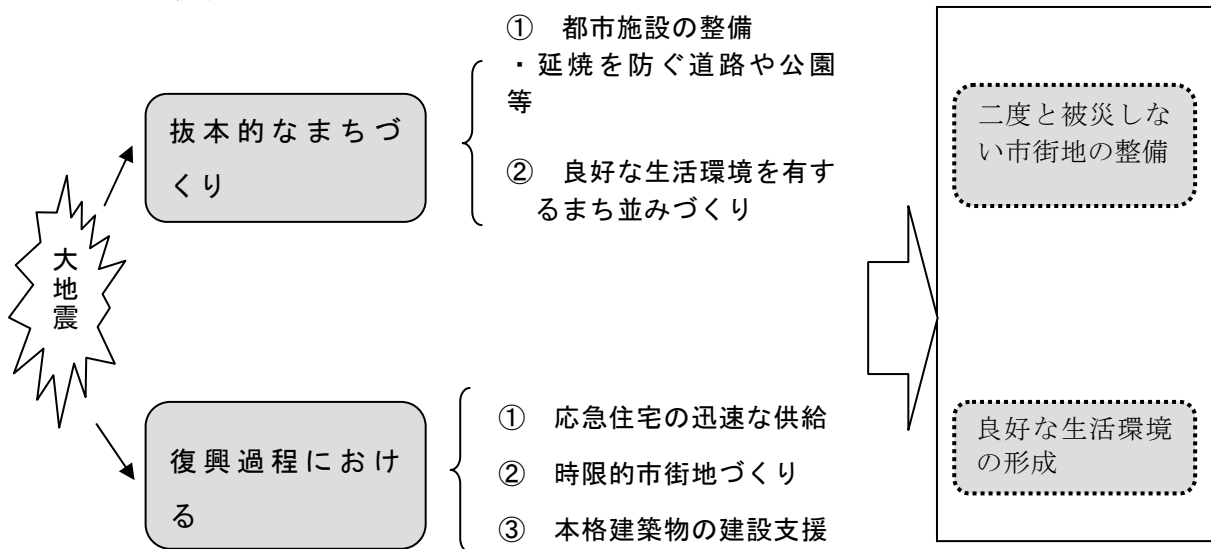
- 6 都と区市町村の役割分担と連携の強化
復興を円滑に進めるため、都及び区市町村の事前・事後の復興に対する取組と相互協力を災害対策基本法に規定すること。

- 7 既存の特定優良賃貸住宅の再建・補修等に対する財政支援
災害により被害にあった既存の特定優良賃貸住宅について、認定事業者が再建又は補修・復旧工事を行った場合の費用に対し、財政支援を行うこと。
(以上、国土交通省)

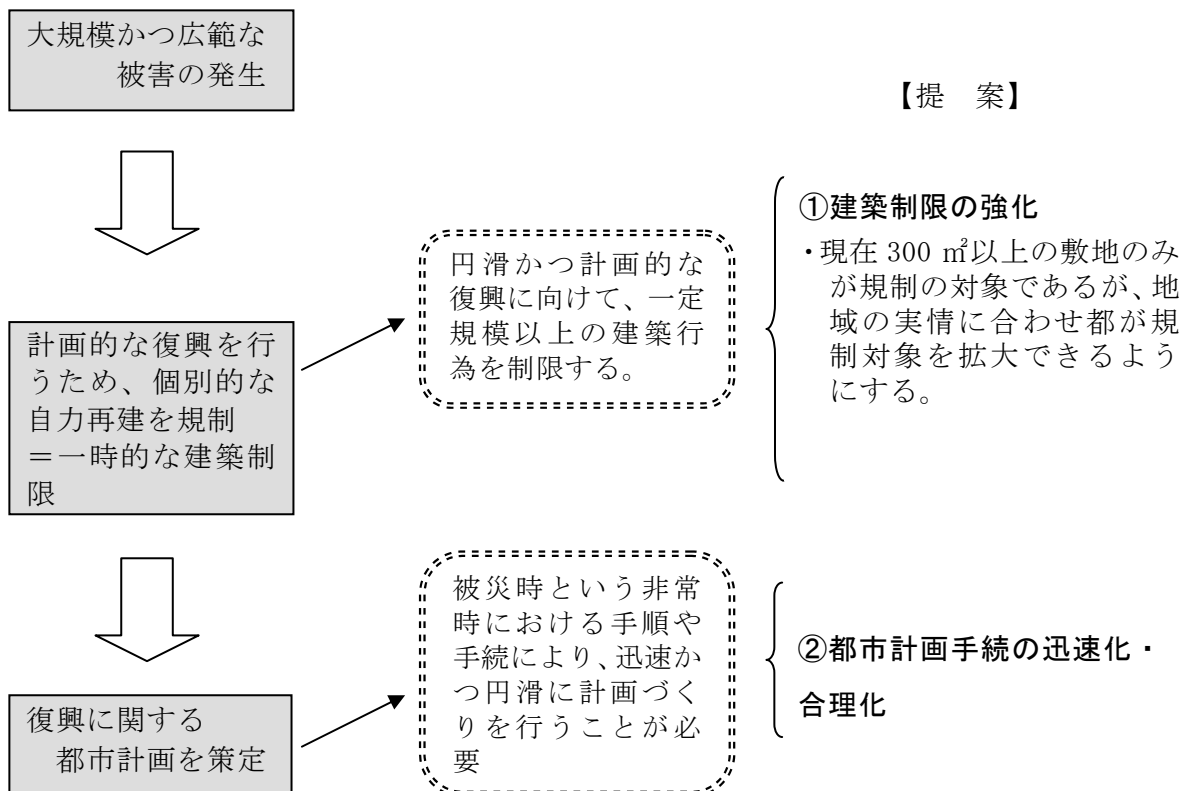
- 8 震災復興財源の確保
大地震等により広範囲に被害が発生した場合、被災自治体が自らの判断と責任において迅速かつ機動的な復興対策が可能となるよう、総合的な財政支援の制度・仕組みを創設すること。
(内閣府・総務省)

参 考

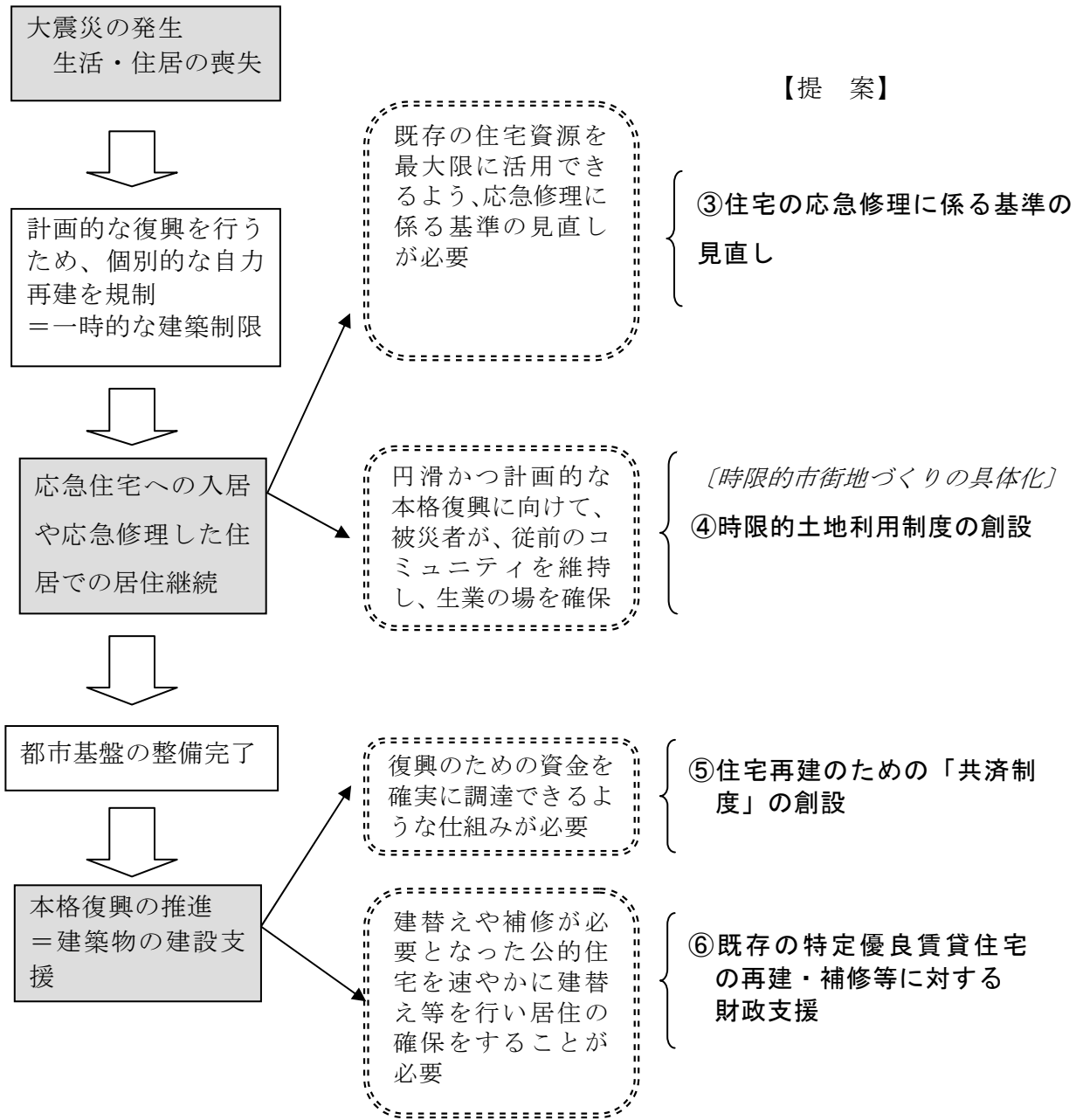
1 震災復興の基本的考え方



2 復興都市計画づくりの迅速化



3 震災復興過程における被災住民の生活拠点の確保



4 震災復興を円滑に進めるためのその他の見直し

【提 案】

